

退職時の手続きについて

手続は 1 人事Webシステム「あろは」に入力（一部要印刷）、2 必ず返却が必要なもの、3 該当する場合に手続き の3つです。「あろは」に入力することで、書類の提出を省略できます。（一部印刷し提出が必要な書類があります。）以下を参考に期限までに必要な手続きを完了してください。

提出が必要な書類は速やかに各提出先へ提出願います。

不明な点がございましたら、各問い合わせ先にお問い合わせください。

※「あろは」は一部の対象部局の方は入力できません。お手数ですが、各用紙をダウンロード印刷の上記入し、速やかに各提出先へ提出願います。

1	人事Webシステム「あろは」に入力 ※入力方法は別添マニュアル参照 (以下は「あろは」に入力する質問内容)	入力後 印刷して提出	提出期限および提出先	問い合わせ先
①	辞職願について 辞職理由 辞職日	○（定年・任期満了の場合は不要）	退職日1か月 前まで （配属又は所属の担当グループに提出）	人事 G 職員人事担当または教員人事 G 教員等人事担当
②	退職時における情報取扱等に関する誓約書 ※退職後に引き続き、役員、職員、船員、再雇用職員、契約職員として在職される場合は提出不要	○（必要事項を追記して提出）		
③	退職後の加入年金制度について	○		
④	退職後の連絡先について			福利厚生 G 福利厚生担当
⑤	離職票交付の希望（退職後、ハローワークで失業給付の申し込みをする場合に必要）			
⑥	退職届または転出届について - 退職届 … 共済組合を脱退するとき - 組合員転出届出書 … 退職後引き続き地方公務員(共済組合適用)となるとき(退職届不要) ※引き続き再就職先で国家公務員共済組合に加入する場合、<u>どちらも不要</u>	△（作成に同意しない場合は必要）		

2	必ず返却が必要なもの	提出期限および提出先	問い合わせ先
①	共済組合員証、被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、資格確認書（有効期限内のもの）等で交付されたもの全て ※引き続き任意継続組合員や再雇用職員になられる方も、組合員番号が変わりますので、必ず返却してください。 令和6年12月2日以降は組合員証等の新規発行が出来なくなり、医療機関等を受診する際は基本マイナ保険証による資格確認となります。 なお、マイナ保険証をお持ちでない方には、別途「資格確認書」を新たに発行します。	退職後、速やかに返却 （配属又は所属の共済事務担当に提出）	福利厚生 G 共済組合担当
②	職 員 証	退職後、速やかに返却 （配属又は所属の担当グループに提出）	福利厚生 G 福利厚生担当

（次項につづく）

3	該当する場合に手続き		手続き	問い合わせ先
①	年金関係	厚生（退職共済）年金受給権者が退職するとき	右記へ連絡（必要書類を送付します。） 「退職届（老齢厚生・退職共済年金受給権者用）」等を提出	福利厚生 G 福利厚生担当
		障害共済年金受給権者が退職するとき	右記へ連絡（必要書類を送付します。）	
		日本国籍を有しない者が退職し、日本を出国するとき	右記へ連絡（必要書類を送付します。） 「脱退一時金請求書」等を提出	
②	財形貯蓄		右記へ連絡（必要書類を送付します。） 解約・中断等の手続き	福利厚生 G 福利厚生担当
③	団体扱いの生命保険等		個人契約への変更手続き(保険料払込方法の変更等) 各自で手続き（各契約保険会社へ本人が直接連絡する。） ※郵便局の簡易保険またはかんぽ生命の場合は、福利厚生 G 福利厚生担当へ申出てください。	契約保険会社 ※郵便局を除く
共済組合関係				
④	健康保険資格喪失証明書の発行を希望する場合		右記へ連絡 退職後「資格喪失証明書」を発行し発送します。 ※退職後、国民健康保険への加入や、他の扶養者の被扶養者になる際に必要な場合有	福利厚生 G 共済組合担当
⑤	任意継続組合員になることを希望する場合 ※ 退職日前日まで引き続き 1 年以上共済組合員であった場合、加入が可能（最長 2 年間）		「任意継続組合員となることの申出書」を配属又は所属の共済事務担当へ提出 ※ 後日送付する掛金振込通知書に基づき、 <u>指定の期日までに掛金を振込</u> ※ 他の健康保険に加入する場合は加入不可 ※ <u>手続きに時間がかかるため、早めにお手続きください。</u>	
⑥	共済組合から貸付を受けている場合		右記へ連絡（必要書類を送付します。） 「退職時の貸付金の返済について」を提出 ※ 臨時返済または退職手当から控除のどちらかを選択（臨時返済の場合、退職前に返済が必要） ※ 引き続き地方公務員となる場合は、地共済で貸付を受けて返済可 ※ <u>手続きに時間がかかるため、早めにお手続きください。</u>	
⑦	共済積立貯金		「積立貯金解約請求書」（5 枚複写）を配属又は所属の共済事務担当へ提出 （退職日 1 か月前までに） ※ 様式（複写用紙）は配属又は所属の支援室にあります。	
⑧	団体積立終身保険		右記へ連絡（退職日 1 か月前までに） ※ 積立金の受取方法により必要書類等が異なります。	
⑨	アイリスプラン 年金コース		右記へ連絡（退職日 1 か月前までに） ※ 年金等の受取内容により必要書類等が異なります。	
⑩	アイリスプラン 医療・日常事故コース		※ 退職後も個人的に継続契約可（手続不要） ※ 解約の場合は本人が直接財団に連絡	(財)教職員生涯福祉財団サービスセンター Tel:0120-491-294
⑪	グループ保険事業		「異動連絡届」を配属又は所属の共済事務担当へ提出 （退職日 1 か月前までに） ※ 条件により同等補償以下で継続可能	福利厚生 G 共済組合担当

⑫	団体傷害保険	「異動連絡届」を配属又は所属の共済事務担当へ提出 (退職日 1 か月前までに) *保険満了日(12月1日)まで継続可	
⑬	がん保険事業	退職後、各自で直接保険会社に連絡 (退職後も継続の場合は、個別契約に切替となる)	(株)ワビ`シア`カブ`ス Tel:0120-800-013
⑭	傷病手当金受給中で退職後も受給期間が残っている場合	右記へ連絡(速やかに) ※ 場合によっては引き続き受給できることがあります。 * 他の共済組合や健康保険の被保険者の資格を取得した場合は、取得日以降支給されません。	福利厚生 G 共済組合担当

◎その他

- 1 共済組合の扶養親族であった 60 歳未満の配偶者の方は、退職後に他の年金制度への加入手続きが必要となりますので、ご注意ください。
- 2 兼業に従事している方は、退職する旨を、ご自身で各々の兼業先へご連絡ください。
- 3 配属又は所属によっては上記以外の手続きが必要な場合があります。遺漏のないよう担当者にご確認ください。

お問い合わせ

財務・総務室人事部 〒739-8511 東広島市鏡山1丁目3-2

福利厚生グループ【福利厚生担当】 TEL:(082)424-6029 内線：東広島(84)6029 mail：syokuin-fukuri@

// 【共済組合担当】 TEL:(082)424-6079 内線：東広島(84)6079 mail：syokuin-kyosai@

教員人事グループ【教員等人事担当】 TEL:(082)424-6038 内線：東広島(84)6038 mail：jinji-kyoin@

人事グループ 【職員人事担当】 TEL:(082)424-6026 内線：東広島(84)6026 mail：jinji-soumu@

*mail の@以下は office.hiroshima-u.ac.jp で送信してください。

離職票の交付を希望される方へ

離職票（「雇用保険被保険者離職票」）とは、退職後、ハローワークでの求職者給付の基本手当（失業給付）申請等に必要書類です。

次の就職先が決定しているまたは海外に行く場合は、原則不要です。交付を希望する方は以下を参考に手続きをしてください。

1. 交付依頼

人事 Web システム「あろは」にて、退職時の手続き入力の際に「離職票の交付について」を「希望 マイナ受取」または「希望（郵送受取）」と回答し送信してください。

※「あろは」で入力した場合は、「離職票発行願」（紙）の提出は不要です。

※「あろは」は一部の対象部局の方は入力できません。お手数ですが、「離職票交付願」に必要事項を記入の上、速やかに部局等担当グループに提出してください。

※「希望（マイナ受取）」と回答した場合は、退職者ご自身のマイナポータルから「雇用保険 Web サービス」との連携設定を行う必要があります。詳しくはこちら



2. 発送時期

退職月の翌月中旬頃

離職票は最終月の給与額が確定しないと作成できません。月の初旬に退職された場合でも翌月の中旬頃の発送となります。したがって、退職日より前に離職票を発行することはできませんのでご了承ください。

※「マイナ受取」を選択した方は、ハローワークから退職者のマイナポータルへ直接送付されます。

※「郵送受取」の場合は、退職後の住所へ簡易書留での発送となります。不在の場合は不在票が入りますので、必ず保管期間内に受け取りをお願いします。

3. その他

- ・失業給付受給以外の目的で離職票を希望される場合で、退職後すぐに必要な場合は、他の書類（共済組合資格喪失証明書等）で代替できることがありますので、提出先にご確認ください。
- ・ハローワークでの求職の申し込みは離職票が届く前に**仮申請**ができます。詳しくは最寄りのハローワークにお問合せください。
- ・勤務形態変更で週の所定労働時間が20時間未満となり、雇用保険が非適用となる方のうち、離職票を希望する場合は、以下の担当に連絡してください。

財務・総務室人事部福利厚生グループ
（福利厚生担当）
内線：（東広島84-）6022

(English version is on the back)

老齢厚生年金の請求手続きについて（共済組合員）

※共済短期組合員を除く

1. 特別支給の老齢厚生年金（64歳まで受給）

◎ 受給資格要件

次の3つをすべて満たしている場合に請求できます。

- ① 受給開始年齢（表参照）に達していること
- ② 保険料納付済期間等が10年以上あること
- ③ 厚生年金の被保険者期間（2号厚生年金以外の厚生年金期間を含む）が1年以上あること

●受給開始年齢表

生年月日	支給開始年齢
昭和28.4.2 ～ 昭和30.4.1	61歳
30.4.2 ～ 32.4.1	62歳
32.4.2 ～ 34.4.1	63歳
34.4.2 ～ 36.4.1	64歳

※S36.4.1以降生まれの方は、特別支給の老齢厚生年金は支給されず、65歳からの老齢厚生年金が支給されます。

◎ 請求方法

受給開始年齢の誕生日3か月前頃に国家公務員共済組合連合会から決定請求書（冊子様式）が届きますので、必要事項を記入し、添付書類を添えて国家公務員共済組合連合会又は広島大学福利厚生G（福利厚生担当）に必ず提出してください。（注）添付書類の取得は誕生日以降に行ってください。

◎ 受給開始月

請求手続きをされた方には、受給開始年齢の誕生月の翌月分から支給されます。
在職中は給与との調整があり、年金の一部又は全部が支給停止されます。（※1）

この年金は繰り下げることができません。
在職支給停止の場合でも必ず請求手続きが必要です！

2. 本来支給の老齢厚生年金（65歳から受給）

◎ 受給資格要件

次の2つを満たしている場合に請求できます。

- ① 65歳に達していること
- ② 保険料納付済期間等が10年以上あること

◎ 請求方法

65歳の誕生日2か月前頃に国家公務員共済組合連合会から決定請求書が届きますので、必要事項を記入し、請求書（ハガキ様式）を国家公務員共済組合連合会に提出してください。

◎ 受給開始月

請求手続きをされた方には、受給開始年齢の誕生月の翌月分から支給されます。
在職中は給与との調整があり、年金の一部又は全部が支給停止されます。（※1）

最大75歳まで繰り下げることが可能！
年金の繰り下げを希望する場合は請求書（ハガキ）を提出しないでください。
特別支給の年金に該当する方は、特別支給の手続きを行っていない場合は本来支給の年金請求書は届きません！

※1 給与との調整

年金の月額と賃金の月額の合計が 47万円を超える場合は、その超えた額の1/2の額が年金から支給停止されます。

$$\text{在職支給停止額(月額)} = (\text{年金の月額} + \text{賃金の月額} - 47 \text{万円}) \times 1/2$$

5. 退職等年金給付について（退職または共済組合脱退後の手続）

◎ 対象者

平成27年10月以降の共済組合員期間（共済短期組合員期間を除く）を有する者

◎ 受給資格要件

次の3つを満たしている場合に請求できます。

- ① 65歳に達していること
- ② 退職していること
- ③ 1年以上引き続き組合員期間を有していること

◎ 請求方法

65歳の誕生日または退職（共済組合脱退）日のいずれか遅い日以後、国家公務員共済組合連合会から年金請求書が郵送で届きますので、必要事項を記入し、請求書を直接、国家公務員共済組合連合会に提出してください。

◎ 受取方法

有期退職年金（10年・20年または一時金）または終身退職年金のどれかを選択

年金に関する照会・連絡先

広島大学財務・総務室人事部福利厚生グループ（福利厚生担当）

〒739-8511 東広島市鏡山一丁目3番2号

電 話： （082）424-6022

E-mail： syokuin-fukuri@office.hiroshima-u.ac.jp